

公益社団法人日本学校歯科医会

**学校歯科医生涯研修制度規程**

第1章 総則

(目的)

**第1条** この規程は、公益社団法人日本学校歯科医会（以下「本会」という。）定款第4条に基づき、全ての学校歯科医が歯科医師としての専門性を生かしながら、教育者としての資質を備え、積極的に学校歯科保健活動を推進し、生涯にわたってその資質の維持と向上を図り、幼児、児童生徒及び教職員の歯・口腔の健康増進に貢献することを目的とする。

第2章 事業

(制度)

**第2条** 前条の目的を達成するために本会は、「学校歯科医生涯研修制度」（以下、「本制度」という。）を設け、本制度の実施に必要な事業を行う。

(事業の実施)

**第3条** この事業の実施については、別に定める学校歯科医生涯研修制度施行細則（以下、「施行細則」という。）によるものとする。

(委員会の設置)

**第4条** 本会は、学校歯科医生涯研修制度運営の機関として学校歯科医生涯研修制度運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の運営については、定款関係諸規程を準用する。

(委員会の業務)

**第5条** 委員会は、次の業務を行う。

- ① 研修の内容に関すること
- ② 加盟団体が申請する研修の内容審査
- ③ 研修の運営に関すること
- ④ 施行細則に定める必要な事項
- ⑤ その他、本制度運営に関する事項

(研修の種別)

**第6条** 本制度の研修の種別は次のとおりとする。

- ① 基礎研修
- ② 更新研修
- ③ 専門研修

### 第3章 基礎研修

(目的)

**第7条** 基礎研修は、学校歯科医がその職務を行う上で必要となる「学校保健総論」「保健教育」「保健管理」「組織活動」に関する基礎的事項を習得することを目的とする。

(実施主体)

**第8条** 基礎研修の実施主体は本会又はその加盟団体とする。

(開催方法)

**第9条** 基礎研修の開催方法は次のいずれかとする。

- ① 対面開催
- ② オンライン開催
- ③ 対面とオンラインのハイブリッド開催
- ④ eラーニング

(受講資格)

**第10条** 基礎研修の受講には次のいずれかの資格を要する。

- ① 本会会員
- ② 加盟団体が推薦する者
- ③ 本会理事会で承認を得た者

(修了証の交付と有効期間)

**第11条** 基礎研修を修了した者には、本会より基礎研修修了証を交付する。

- 2 基礎研修修了証の有効期間は、受講を修了した年度から10年間とする。
- 3 有効期間内に再度、基礎研修を受講することで有効期間を更新することができ、その受講年度から10年間とする。

(実施要領)

**第12条** 基礎研修の実施要領は、施行細則に定める。

## 第4章 更新研修

(目的)

**第13条** 更新研修は、基礎研修受講修了者が、学校歯科保健に関する新たな事柄若し

くは学校保健に関する変更点などについて、知見を取得することを目的とする。

- 2 更新研修受講をもって基礎研修再受講に代えることができ、有効期間を更新することができる。

(実施主体)

**第14条** 更新研修の実施主体は、本会又は加盟団体とする。

(開催方法)

**第15条** 更新研修の開催方法は次のいずれかとする。

- ① 対面開催
- ② オンライン開催

③ 対面とオンラインのハイブリッド開催

(受講資格)

**第16条** 更新研修の受講者の資格は、以下に定める。

- ① 基礎研修を修了した本会会員
- ② 本会理事会で承認を得た者

(修了証の交付)

**第17条** 更新研修を修了した本会会員には、本会より更新研修修了証を交付する。

2 更新研修修了証の有効期間は、受講を修了した年度から10年間とする。

(実施要領)

**第18条** 更新研修の実施要領は、施行細則に定める。

## 第5章 専門研修

(目的)

**第19条** 専門研修は、基礎研修受講修了者が「保健教育」「保健管理」「組織活動」についての理解を更に深めるとともに、学校歯科保健に関わる今日的課題を理解し、自身の実践活動をより充実させるとともに、学校歯科保健の指導者的役割を担いながら地域における学校歯科保健活動をより充実させ、また円滑に行うことができるような資質を備えることを目的とする。

(実施主体)

**第20条** 専門研修の実施主体は本会とする。

(受講資格)

**第21条** 専門研修の受講資格者は、基礎研修を修了した本会正会員とする。

(実施要領)

**第 22 条** 専門研修の実施要領は、施行細則に定める。

## 第 6 章 生涯研修登録学校歯科医証

**第 23 条** 専門研修を修了した者には、本会より生涯研修登録学校歯科医証を交付する。

## 第 7 章 補 則

(規則の改廃)

**第 24 条** この規程の改廃には理事会の決議を経なければならない。

## 附 則

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この規程は、平成 26 年 6 月 24 日から施行する。
- 4 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。
- 7 この規程は、令和 7 年 12 月 10 日から施行する。